

担 当	富山労働局雇用均等室
	室長 金井陽子
	地方機会均等指導官 竹内睦美
電 話	076 - 432 - 2740

男女雇用機会均等法の施行状況について

～ 相談のトップはセクシュアルハラスメント、 増加する妊娠・出産等による不利益取扱いにかかる個別紛争 ～

富山労働局（局長 櫻井眞一）では、平成20年度の男女雇用機会均等法（以下「均等法」という）に係る相談・指導等の状況を取りまとめた。

1 富山労働局雇用均等室への相談 〔資料1の 〕

平成20年度に、雇用均等室に寄せられた均等法に関する相談は251件、このうちで約半数の119件（47.4%）が労働者からの相談であった。

相談内容をみると、セクシュアルハラスメントに関するものが38.6%と最も多く、次いで母性健康管理に関するものが30.3%、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関するものが17.1%であった。

このように、妊娠・出産に伴う相談が約半数と数多く寄せられていることから、女性が働き続ける上で、妊娠・出産が大きな課題となっていることが伺える。

2 富山労働局雇用均等室における個別紛争解決の援助 〔資料1の 、資料2〕

労働局長による紛争解決援助の申立は、前年度の1件から大幅に増加し8件であった。そのうち半数が妊娠・出産等による不利益取扱いに係る事案であった。

雇用均等室が労働者、事業主双方に事情聴取し助言した結果、すべて解決をみている。

3 富山労働局雇用均等室における行政指導 〔資料1の 〕

雇用均等室では、相談等を端緒とする報告徴収のほか、計画的に県内事業所を訪問し、雇用管理制度や運用の実態についての報告徴収を行っている。

平成20年度は、97事業場を対象に均等法に基づく報告徴収を実施し、このうち均等法違反のあった89事業場に対し、283件の是正指導を行い、すべて是正された。

指導事項としては、セクシュアルハラスメントの防止対策に係る指導が67.1%と最も多く、次いで母性健康管理関係が30%であった。

4 今後の対応

[資料3、4、5]

富山労働局では、景気後退の中で妊娠・出産等を理由とした不利益取扱いに関する相談や紛争解決援助の申立てが多数寄せられていることや、企業のセクシュアルハラスメント防止対策の取組に遅れが見られることをふまえ、あらゆる機会を通じて事業主に対して、均等法の趣旨・内容の周知徹底を行うこととしている。

また、労働者及び事業主へ、紛争解決援助制度の積極的な周知を図っていくこととしている。

《添付資料》

資料1 平成20年度男女雇用機会均等法の施行状況

資料2 平成20年度労働局長による個別紛争解決の援助事例

資料3 リーフレット「事業主の皆様へ」

資料4 リーフレット「男女雇用機会均等法に基づく紛争解決援助制度 パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度」

資料5 リーフレット「悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント」